

**国産原皮品質向上等支援事業のうち
輸出機能の維持に係る変更内容
について**

**令和8年7月8日
食肉鶏卵課 畜産副産物班**

＜対策のポイント＞

米国が中国や東南アジアの国々からの輸入品に高関税を課した結果、貿易の縮小とサプライチェーンの変化がみられており、国産原皮の輸出量及び価格にも影響を及ぼしている。この影響を緩和するため、①原皮の品質を向上させ国際競争力を高めるための機械（フレッシングマシン等）を導入する取組を支援するとともに、②原皮事業者が原皮等を一時的に保管する取組や、輸出ができなかった原皮等を処分するための取組を支援する。

＜政策目標＞

- 原皮の輸出基盤の維持・強化

＜事業の内容＞

1. 国際競争力の強化等

（1）国産原皮の分析・評価

国産原皮の特性について客観的な分析・調査による正確な評価等を行うとともに、その有効性について広く発信する取組を支援。

（2）国産原皮の品質向上

国際競争力（相対的優位性）がある高品質な原皮を生産するために必要な機械（フレッシングマシン）等を導入する取組を支援。

（3）新用途の開発

革原料に向かない低品質な原皮の新たな用途について検討を行う取組に対して支援。

2. 輸出機能の維持

（1）原皮の一時保管

国外皮革産業の需要の低下等から輸出が停滞した原皮について、外部の営業倉庫において一時的に保管する取組を支援。

（2）輸出できない原皮の滞留防止

上記の取組を行っても輸出先が確保できなかった原皮について、焼却処理等を行う取組を支援。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

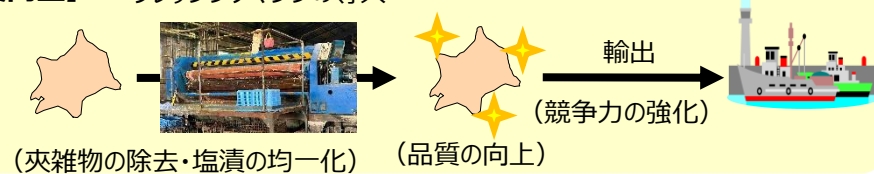
1. 国際競争力の強化

【分析・評価】

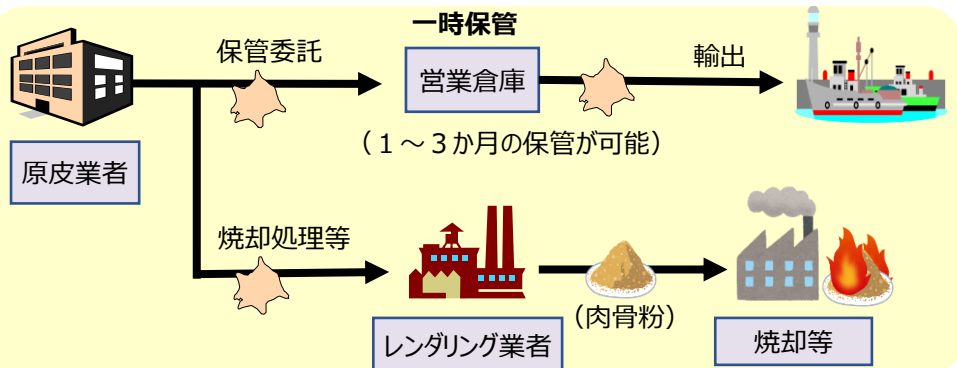


【品質向上】

フレッシングマシンの導入

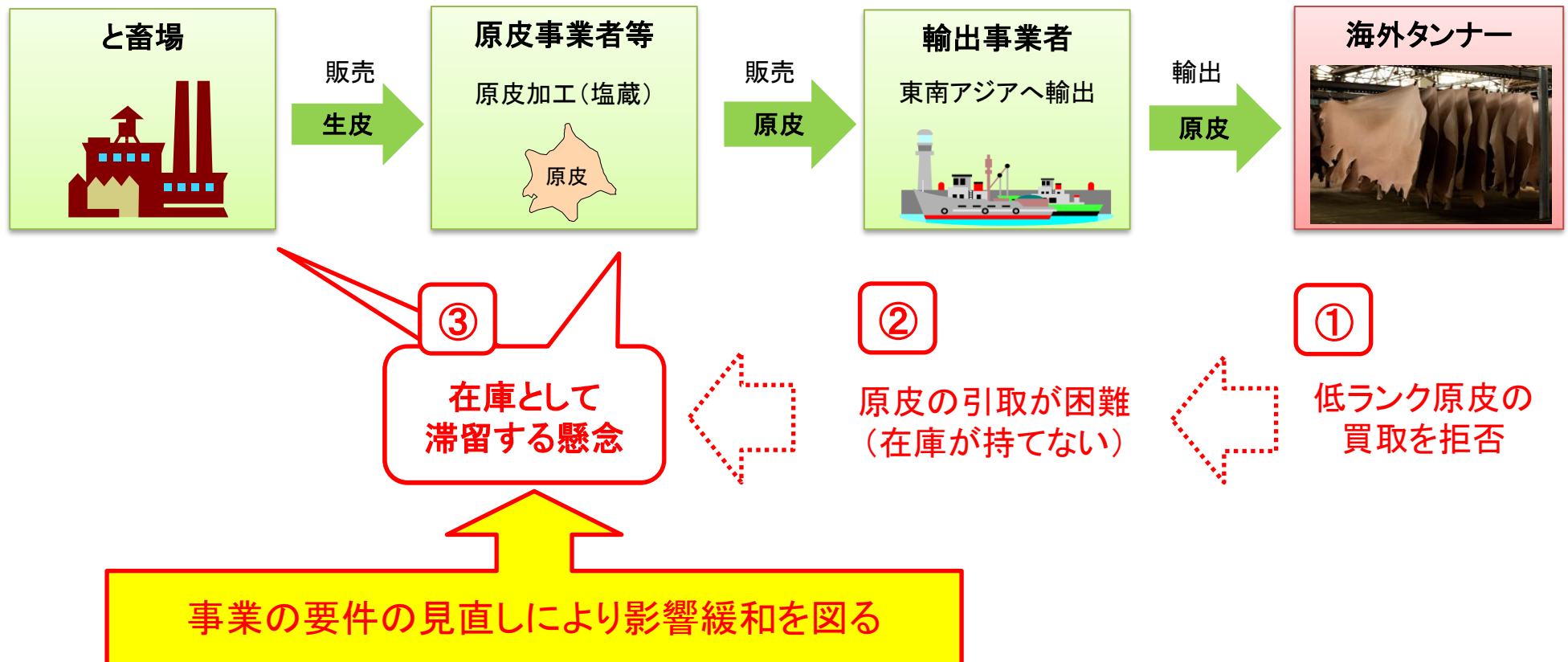


2. 輸出機能の維持



1 改正の趣旨

- 日本国内での豚原皮の生産量は年間約1,200万枚生産と推計される。
- その約98%は東南アジア(タイなど)に輸出されているが、令和8年5月以降、傷等を有する低品質な原皮を中心に値が付かない(買取拒否)事案が発生している。
- これを受け、国内の輸出事業者においても原皮の引取りが困難となる動きが見られ、行き場を失った原皮が在庫として滞留する懸念がある。



2 改正内容（①補助要件等の見直し）

（１）〈事業実施者〉の要件

- 原皮事業者に限定していた[支援対象]を、**食肉流通事業者にも拡大**。
→ 原皮事業者を通さず、食肉流通事業者（と畜場等）が直接、焼却施設やレンダリング事業者に生皮を仕向けることが可能となる。

（２）〈一時保管〉の対象となる原皮の要件

- 輸出向けに限定していた原皮の[一時保管]を、**国内流通向けにも拡大**。
→ 国内タンナー向けやゼラチン仕向けの保管も支援対象となる。

（３）〈レンダリング処理及び焼却等処理〉の要件

- 原皮事業者に限定していた[前処理]を、**他の事業実施者にも拡大**。
→ と畜場やレンダリング事業者が行う場合も支援対象となる。
- 焼却処分する肉骨粉の製造に限定していた[レンダリング処理]を、**焼却しない肉骨粉にも拡大**。
→ 肥飼料利用する肉骨粉の製造も支援対象となる。

（※ 但し、令和９年度継続の場合は、前年度からの増加分のみ支援の対象とする。）

2 改正内容（②補助対象上限枚数の見直し）

（１）〈基準数量〉の見直し

- 直近３年度に輸出に原皮の枚数×0.2としていた[基準枚数]を、**豚については×0.4に見直し**（拡大）。
 - 輸出額が、一年を通して基準額 [346円／枚] に満たなかった場合、豚原皮等の[補助上限枚数]は約480万枚。

（２）〈補助上限枚数〉の算定方法の見直し

- 事業対象者毎に算定していた[補助上限枚数]を、**事業実施主体が貿易統計を基に算定**するよう改正。
 - 事業実施者は、自社における[基準枚数]×[対象係数（基準額に満たなかった月の割合）]を目安に副産物協会に申請。基準枚数以上に申請したい場合は、事前に副産物協会に申し入れる必要。
 - 事業実施主体は、各事業実施者からの申請の合計が、[補助上限枚数]を超えないように調整。

※ 事業実施者毎に、基準枚数の根拠資料を提出する必要がなくなります。
ただし、補助上限枚数を上回る申請があった場合は、調整を求められる可能性があります。

3 輸出機能の維持（補助単価まとめ）

（１）一時保管

〈原皮事業者、食肉事業者〉

豚原皮：8円/枚/月
牛原皮：40円/枚/月

原皮事業者、食肉流通事業者

【一時保管】（保管）

営業倉庫

出荷

原皮

輸出

国内タンナー等

（２）レンダリング処理及び焼却等処理

①前処理（裁断等）

〈原皮事業者、食肉事業者、レンダリング事業者〉

豚原皮：12.6円/kg
牛原皮：13.0円/kg

【前処理
（裁断等）】

生皮

【レンダリング処理】

（肉骨粉製造）

譲渡（販売・引渡）

豚・鶏用飼料

肥料

有機
MBM

②レンダリング〈レンダリング事業者〉

牛・豚原皮：18.5円/kg ※

レンダリング事業者

焼却場等

③焼却等〈レンダリング事業者〉

牛・豚原皮：9.0円/kg ※

【焼却等】

【焼却処理等】

直接焼却へ

（３）焼却処理等

〈原皮事業者、食肉事業者、レンダリング事業者〉

豚原皮：21.6円/kg
牛原皮：21.8円/kg

ゼラチン原料業者

（洗浄・脱毛等）

ゼラチン・コラーゲンの製造

（４）ゼラチン等原料仕向け

〈原皮事業者、食肉事業者〉

（100km輸送時）
豚原皮：2.0円/kg
牛原皮：2.1円/kg

【ゼラチン等原料仕向け】

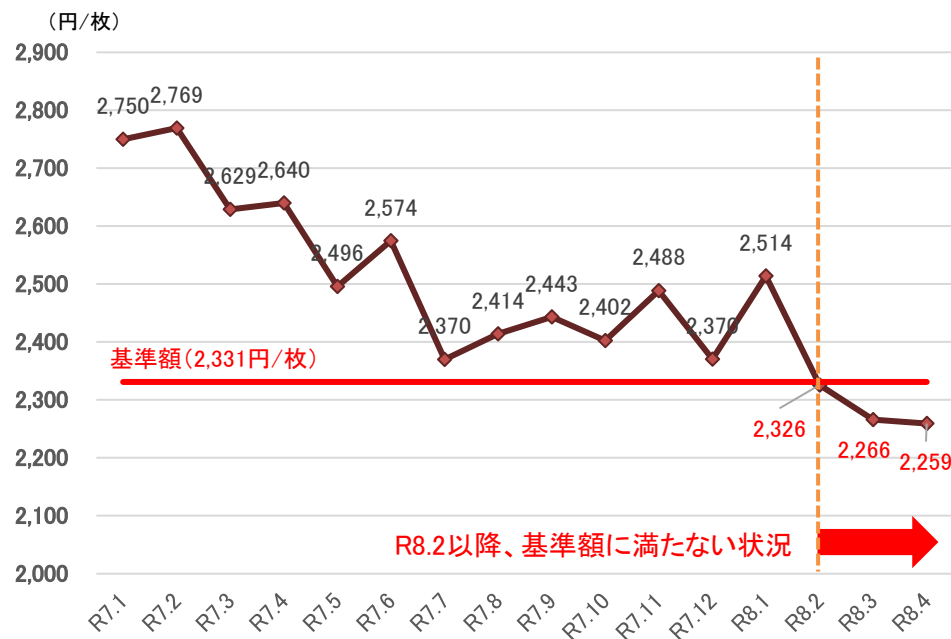
ゼラチンメーカー

※ レンダリング処理、焼却等の単価も、原皮（肉骨粉原料）の重量当たりの単価。

(参考) 原皮の輸出価格の動向 (貿易統計より)

- 近年の原皮の輸出価格は、皮革産業における合成皮革の台頭による需要減に加え、ロシアによるウクライナ侵攻、米中貿易摩擦、中東情勢等の国際情勢の影響により、低調に推移。
- 牛原皮価格は、直近3カ月(令和8年2月以降)、基準額(2,331円/枚)を下回って推移。なお、今年1～4月の輸出量は対前年比94%と低調に推移。
- 豚原皮価格は、直近12カ月(令和7年5月以降)、基準額(346円/枚)を下回って推移。なお、今年1～4月の輸出量は対前年比87%と低調に推移。

【牛原皮の輸出価格】



【豚原皮の輸出価格】

